

ベトナム

目 次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	4
3. 侵害の定義	8
4. 侵害の発見から解決までのフロー	20
5. 侵害に対する救済手段	29
6. 留意事項	41
7. その他の関連団体	42

1. 侵害対策関連法令

1. 知的財産法(2009年改正法)

LAW ON INTELLECTUAL PROPERTY (36/2009/QH12)
as amended (No. 50/2005/QH11), (No. 51/2001/QH10)

1. 1 産業財産権

第9章 産業財産権の所有者、範囲及び制限

第1節 産業財産権の所有者及び範囲

第123条 産業財産権者の権利

1. 1. 1 特許(発明特許及び実用新案特許)

第124条 産業財産権者の行使

第1項 特許

第125条 産業財産権者を他人が使用することを防御する権利

第126条 特許、意匠及び回路配置権に対する侵害行為

1. 1. 2 工業意匠

第124条 産業財産権者の行使

第2項 意匠

第125条 産業財産権者を他人が使用することを防御する権利
第126条 特許、意匠及び回路配置権に対する侵害行為

1. 1. 3 回路配置

第124条 産業財産権の行使
 第3項 回路配置
第125条 産業財産権者を他人が使用することを防御する権利
第126条 特許、意匠及び回路配置に対する権利侵害行為

1. 1. 4 営業秘密

第124条 産業財産権の行使
 第4項 営業秘密
第125条 産業財産権を他人が使用することを防御する権利
第127条 営業秘密に対する権利侵害行為
第128条 治験資料の秘密保持義務

1. 1. 5 商標

第124条 産業財産権の行使
 第5項 商標
第129条 商標、商号及び地理的表示に対する権利侵害行為
 第1項 商標

1. 1. 6 商号

第124条 産業財産権の行使
 第6項 商号
第129条 商標、商号及び地理的表示に対する権利侵害行為
 第2項 商号

1. 1. 7 地理的表示

第124条 産業財産権の行使
 第7項 地理的表示
第129条 商標、商号及び地理的表示に対する権利侵害行為
 第3項 地理的表示

1. 1. 8 不正競争

第130条 不正競争行為

1. 1. 9 著作権

第2部 著作権及び隣接権
第2章 著作権、隣接権の保護範囲、制限、及び期間
第1節 著作権の保護範囲、制限、及び期間
 第25条 許可も使用料支払いも必要としない著作権の使用
 第26条 許可を必要としないが使用料を伴う著作権の使用
 第28条 著作権侵害
第2節 隣接権の保護範囲、制限、及び期間
 第32条 許可も使用料支払いも必要としない隣接権の使用
 第32条 許可を必要としないが使用料を伴う隣接権の使用
 第35条 隣接権侵害

1. 1. 10 植物品種

第4部 植物品種に関する権利
第14章 植物品種権の保護範囲及び制限
第1節 植物品種の権利範囲
 第188条 植物品種権侵害
 第189条 植物品種にかかる仮保護の権利
第2節 植物品種の権利制限
 第190条 植物品種権利者の保護の制限

1. 1. 11 知的財産権の保護

第5部 知的財産権の保護植物品種に関する権利
第17章 民事救済による知的財産権侵害の取り扱い
 第202条 民事救済
第18章 行政及び刑事による知的財産権侵害の取り扱い、輸出入の管理
第1節 行政及び刑事による知的財産権侵害の取り扱い
 第211条 行政罰を受けるべき知的財産権侵害
 第212条 刑事罰を受けるべき知的財産権侵害
第2節 輸出入の管理
 第216条 輸出入の国境管理措置

1. 2 刑法(2009年第3次改正法)

Criminal Code 2009 as amended, 1999, 2004

Articles 103 and 106 of the 1992 Constitution of the Socialist Republic of Vietnam

第131条 著作権保護された作品に対する侵害罪

- 第 156 条 模倣品の製造販売に対する侵害罪
- 第 157 条 食品、食材、医薬品の模倣品の製造販売に対する侵害罪
- 第 158 条 動物飼料、肥料、植物品種などの製造販売に対する侵害罪
- 第 170a 条 著作権及び隣接権に対する侵害罪
- 第 171 条 産業財産権に対する侵害罪

1. 3 競争法

COMPETITION LAW (No. 27/2004/QH11)

- Articles 103 and 106 of the 1992 Constitution of the Socialist Republic of Vietnam,
- 第 40 条 誤認混同させる表示
- 第 41 条 営業秘密の侵害

1. 4 關税法

Customs Law 2001

Pursuant to the 1992 Constitution of Socialist Republic of Vietnam;

- 第 3 章 税関手続き、税関の検閲及び監督
- 第 5 節 知的財産権保護のための輸出入商品の暫定通関手続き停止

2. 侵害対策関係機関

2. 1 国家知的財産庁

The National Office of Intellectual Property (NOIP)

住所: 384–386, Nguyen Trai Street,
Thanh Xuan District,
Ha Noi, Vietnam
電話: +84-4-38583069, +84-4-35588217
Fax: +84-4-38588449, +84-4-38584002
Website: <http://www.noip.gov.vn/>

第一支所 ホーチミン市

住所: No. 9B, Tu Xuong Road,
Ward 7,District 3,
Ho Chi Minh City, Vietnam
電話: +84-8-39322715
Fax: +84-8-39322716

[特許、商標、著作権などの知的財産権全般の申請登録手続き、知的財産情報の提供・教育・研究、立法、関連機関との協力、侵害判断などの協力]

2. 2 ベトナム著作権局

The Copyright Office of Vietnam (COV)

住所： 151 Hoang Hoa Tham, Badinh District

Ha Noi, Vietnam

電話： +84-4-38236908

Fax： +84-4-38432630

Website: <http://www.cov.gov.vn>

[著作権登録及び普及機関]

2. 3 植物新品種保護局

New Plant Variety Protection Office

Ministry of Agricultural and Rual Development

住所： No 2, Ngocha, Badinh Street,

Hanoi, Vietnam

電話： +84-4-8435182

Fax： +84-4-7342844

Website: <http://pvpo.mard.gov.vn>

[植物新品種の登録、保護、試験及び普及機関]

2. 4 科学技術省監査局

The Ministry Of Science and Technology (MOST)

The Ministry Inspectorate,

住所： 39 Tran Hung Dao Street

Ha Noi, Vietnam

電話： +84-4-39439193

Fax： +84-4-39446602

Website: <http://thanhtra.most.gov.vn/>

[産業財産権(特許、意匠、回路配置、営業秘密、商標、商号及び不正競争にかかる侵害に関する広範な行政措置を対応する]

2. 5 産業通商省市場管理局

The Ministry of Industry and Trade (MOIT)

Market Control Department

住所： Ibu Pejabat Polis Diraja Malaysia,
Bukit Aman, 50560 Kuala Lumpur, Malaysia.
電話： +84- 4-38255868
Fax： +84- 4-38264696
Website: <http://www.qltt.gov.vn/>

ホーチミン市支所

住所： 173 Hai Ba Trung Street,
District 3
Ho Chi Minh City, Vietnam
電話： +84-8-8233801

[市場での商業活動、市場規制、政策など行政違反の対応を主に行っており、
模倣品や産業財産権侵害品に対する法執行手続きを専門にする部署がある]

2. 6 文化スポーツ観光省監査局

The Ministry of Culture, Sport and Tourism (MOCST)

The Ministry Inspectorate,

住所： No. 51 Ngo Quyen, Hoan Kiem,
Ha Noi, Vietnam
電話： +84-4-39438231
Fax： +84-4-39439009
Website: <http://www.bvhttdl.gov.vn/>

[著作権及び隣接権侵害に対する法執行手続きをする]

2. 7 公安省経済警察

The Ministry of Public Security (MPS)

Economic Police Bureau

住所： 40 – Hang Bai, Hoan Kiem District
Ha Noi, Vietnam
電話： +84-4-369369733, +84-4- 06943647
Website: <http://www.mps.gov.vn/>

[主に商標や地理的表示に対する侵害対応の権限があるが、模倣品や産業財
産権全般について他の官庁の支援を行う。捜査権限はあらゆる種類に対応す
ることができる。]

ホーチミン警察調査局(Public Security of Ho-Chi Minh City)

住所： 258 Ngyuen Trai Road, District 1,

Ho-Chi Minh, Vietnam

電話： +84-8-06936396

2. 8 ベトナム税関総局

Vietnam Customs

住所： No 162 – Nguyen Van Cu street, Long Bien district,

Ha Noi, Vietnam

電話： +84-4-44520424

Fax： +84-4- 38725949

Website: <http://www.customs.gov.vn>

[模倣品や産業財産権に対する国境対策]

密輸調査局(Department of Inspection against Smuggling)

電話： +84-4-38720295

ホーチミン市税関局

住所： 02 Ham Nghi, P. Ben Nghe Ward, District 1,

Ho Chi Minh, Vietnam

電話： +84-8-38291422

Fax： +84-8-38290096

Website: <http://www.haiquan.hochiminhcity.gov.vn>

2. 9 最高人民法院

The Supreme People's Court

住所： No.48 Ly Thuong Kiet St., Hoan Kiem Dist.

Ha Noi, Vietnam

電話： +84-4-39363528

Fax： +84-4-39363335

Website: <http://toaan.gov.vn/>

[侵害に対する民事刑事裁判手続き]

2. 10 ベトナム国際仲裁センター

Vietnam International Arbitration Centre

住所: No.9 Dao Duy Anh Street, Dong Da District,
Ha Noi, Vietnam

電話: +84-4-3574 4001

Fax: +84-4-3574 3001

Website: <http://www.viac.org.vn/>

[主に、ベトナムの商事会議所にある紛争仲裁解決手続き]

2. 11 ベトナムインターネット情報センター

Vietnam Internet Network Information Center (VNNIC)

住所: 18 – Nguyen Du street,

Ha Noi, Vietnam

電話: +84-4-35564944

Fax: +84-4-337821462

Website: <http://www.vnnic.vn/>

[主に、ベトナムのドメイン名登録管理機関]

3. 侵害の定義

3. 1 特許(発明及び実用新案)

特許権者の承諾なく、権利存続期間中にベトナム国内で、知的財産法第124条第1項に規定される特許権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

また、特許について、知的財産法第131条に規定される仮保護の権利を保証金の支払いなく実施することも侵害対象行為と見做される。(知的財産法第126条)

なお、本規定は発明及び実用新案それぞれ同様に適用される。

知的財産法第124条が規定する、特許権者の実施権は次の行為である。

- (a) 特許製品を製造する行為
- (b) 特許方法を使用する行為
- (c) 特許製品を製造又は特許方法の使用により得られた製品を使用する行為
- (d) 上記(c)の特許製品を流通又はそのための広告宣伝、販売の申出、保管する行為
- (e) 上記(c)の特許製品を輸入する行為

例外規定

- (1) 特許を個人目的又は非商業目的のため、或いは分析、評価、研究、授業、検査、または製造、輸入及び市販のライセンス取得のための試作や情報収集のための使用
- (2) 通過中又は暫定的にベトナム領域に入った外国の輸送手段の操作を維持する目的に限った特許の使用
- (3) 先使用者権を有する者による特許の使用(第134条)
- (4) 国家所轄当局による強制実施権による特許の実施(第145条及び第146条)
(知的財産法第125条)

保護期間：発明特許：出願日から 20 年間

実用新案特許：出願日から10年間

3. 2 工業意匠

意匠権者の承諾なく、権利存続期間中にベトナム国内で、知的財産法第 124 条第 2 項に規定される意匠権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

また、工業意匠について、知的財産法第 131 条に規定される仮保護の権利を保証金の支払いなく実施することも侵害対象行為と見做される。(知的財産法第 126 条)

知的財産法第124条が規定する、意匠権者の実施権は次の行為である。

- (a) 工業意匠を実施した製品を製造する行為
- (b) 上記(a)製品を流通又はそのための広告宣伝、販売の申出、保管する行為
- (c) 上記(a)製品を輸入する行為

例外規定

- (1) 工業意匠を個人目的又は非商業目的のため、或いは分析、評価、研究、授業、検査、または製造、輸入及び市販のライセンス取得のための試作や情報収集のための使用
- (2) 通過中又は暫定的にベトナム領域に入った外国の輸送手段の操作を維持する目的に限った工業意匠の使用
- (3) 先使用者権を有する者による工業意匠の使用(第134条)
(知的財産法第125条)

保護期間：出願日から 5 年間、以後 5 年単位で連続して 2 回更新可能

3. 3 回路配置

回路配置権者の承諾なく、権利存続期間中にベトナム国内で、知的財産法第124条第3項に規定される回路配置権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

また、知的財産法第131条に規定される仮保護の権利を保証金の支払いなく実施することも侵害対象行為と見做される。(知的財産法第126条)

知的財産法第124条が規定する、回路配置権者の実施権は次の行為である。

- (a) 回路配置の複製又は回路配置を組込んだ半導体集積回路の製造をする行為
- (b) 回路配置の複製、回路配置を組込み製造された半導体集積回路、又は当該半導体集積回路を組込んだ物品の販売、貸与、広告、販売の申出又は保管をする行為
- (c) 上記(b)製品を輸入する行為

例外規定

- (1) 回路配置を個人目的又は非商業目的のため、或いは分析、評価、研究、授業、検査、または製造、輸入及び市販のライセンス取得のための試作や情報収集のための使用
- (2) 先使用者権を有する者による回路配置の使用(第134条)
- (3) 回路配置の保護事実を知らず又は知る義務がなく状況での使用
(知的財産法第125条)

保護期間: ①出願日から10年間

②世界のどこかで最初の商業的利用日より10年、

③最初の創作日より15年

3. 4 営業秘密

営業秘密の所有者の承諾なく、ベトナム国内で知的財産法第124条第4項に規定される営業秘密の所有者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

知的財産法が規定する営業秘密所有者の実施行為は以下の通りである。

- (a) 営業秘密を製品の製造、サービスの提供又は商品の取引に適用する行為
- (b) 営業秘密を適用により得られた製品の販売、広告宣伝、販売用の保管及び輸入する行為

また、具体的に、知的財産法第 127 条に営業秘密に対する権利侵害行為が次のように規定されている。

- (a) 適切な秘密保持管理措置に反する行為により営業秘密情報に接触又は取得する行為
- (b) 営業秘密所有者の許可なく営業秘密情報を開示又は使用する行為
- (c) 秘密保持契約の違反又は営業秘密に接触、取得若しくは開示のために秘密保持担当者を欺瞞、誘因、買収、強要、誘惑若しくはその信用の濫用をする行為
- (d) 取引や流通の許可取得申請者が当局による秘密保持措置に反する行為により営業秘密に接触または取得する行為
- (e) 上記(a)から(d)項のいずれか一つの行為により他人が取得したことを知りながら又は知る義務が有りながら、営業秘密を使用又は開示する行為
- (f) 第 128 条に規定する秘密保持義務を履行しない行為(実験データの秘密保持義務: 医薬・農薬品の許可申請者が相当の投資を伴い提出したデータや営業秘密で、秘密保持申請がされている場合、許認可当局には秘密保持義務がある。)

例外規定

- (1) 自らが非合法的に取得したことを知らず又は知る義務なく取得した営業秘密の開示又は使用
 - (2) 知的財産法第128 条第1項に規定の公衆保護目的での営業秘密を開示
 - (3) 非商業目的で知的財産法第128 条に従い秘密資料を使用
 - (4) 第三者が独自に創造した営業秘密を開示又は使用
 - (5) 合法的に頒布された製品の分析又は評価に基づく営業秘密の開示又は使用。ただし、営業秘密の所有者または当該製品の販売者と分析者又は評価者との間に特段の合意がある場合は、この限りでない。
- (知的財産法第125条)

保護期間: 営業秘密の法定保護期間はない。しかし、保護要件(第 84 条)にあるように、秘密状態でなくなった場合、経済的に有効な効果がなくなった場合、そして、秘密保持措置が取られていない場合は、要件を満たさないために保護を受ける(主張する)ことは難しくなるので、適切な措置を実務上取ることが必要である。

3. 5 商標

商標権者の承諾なく、権利存続期間中にベトナム国内で、知的財産法 124 条第

5 項に規定される商標権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

知的財産法第124条が規定する、商標権者の実施権は次の行為である。

- (a) 登録商標を事業活動において、商品、商品の包装、営業手段、サービスの提供、取引文書に付す行為
- (b) 登録商標が付された商品の流通、提供、広告宣伝或いは販売用に保管する行為
- (c) 登録商標を付している商品又はサービスを輸入する行為

また、具体的には、知的財産法第 129 条第 1 項に以下の行為が商標権者の承諾なく実施された場合、商標権侵害と見做すと規定している。

- (a) 登録商標と同一の標識を当該商標が登録されたものと同一商品又はサービスにおいて使用する行為
- (b) 登録商標と同一の商標を当該商標が登録されたものと類似か関連する商品又はサービスにおいて使用する行為
ただし、当該使用が当該商品又はサービスの出所について誤認混同を生じさせる虞があることを条件とする。
- (c) 登録商標と類似する商標を当該商標が登録されたものと同一、類似か関連する商品又はサービスにおいて使用する行為
ただし、当該使用が当該商品又はサービスの出所について誤認混同を生じさせる虞があることを条件とする。
- (d) 著名商標と同一若しくは類似する商標、又は著名商標を翻訳や音訳・翻字した商標を著名商標が関係する商品若しくはサービスとは無関係の商品若しくはサービスについて使用する行為
ただし、当該使用が当該商品又はサービスの出所について誤認混同を生じさせる虞又は当該商標の使用者と著名商標の所有者間の関係について誤った印象を生じる虞があることを条件とする。

著名商標について

最近のベトナムでの商標の規定の新アプローチとして、著名商標の保護がある。従来のように著名商標の認定においては関連機関での登録を要件とせず、ベトナム国内で広く知られるようにビジネスにおいて使用することにより自動的にその地位を獲得することができる。なお、著名性が認定されるには次のような状況が求められる。

- ・ 当該商標を、その商標がついた商品やサービス、或いは広告などを通じて承知している関連消費者の数

- ・当該商標がついた商品やサービスが拡販された地域的な拡大の範囲
- ・当該商標がついた商品やサービスによる粗利益、或いは商品或いはサービスが提供された量
- ・当該商標が継続的に使用された期間
- ・当該商標がついた商品やサービスの広範な営業上の信用
- ・当該商標が保護されている国の数
- ・当該商標が著名商標として保護されている国の数
- ・当該商標の価値、例えば、譲渡、ライセンスなど

また、知的財産法第 213 条によれば、侵害品と模倣品を明確に区分けしており、模倣品の一態様として商標模倣品があり、商標模倣品とは登録商標と同一或いは登録商標と基本的な要素が識別できない標章の使用を指すとしている。

例外規定

- (1) 外国を含む市場に合法的に投入された商品を流通、輸入、その使用を実施する行為(並行輸入)
ただし、商標権者又はその使用権者以外の第三者により外国市場で投入された商品を除く。
- (2) 名前、商品及びサービスの種類、数量、品質、効能、価格、原産地及びその他の仕様でなる記述的商標を誠実な方法で使用する行為
(知的財産法第125条)

保護期間：登録日から 10 年間、その後更新出願により継続する 10 年間

3. 6 商号

商号権者の承諾なく、ベトナム国内で、知的財産法 124 条第 6 項に規定される商号権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

知的財産法第124条が規定する、商号権者の実施権は次の行為である。

- ・事業活動において、商号を自身の名前として使用し、それを取引文書、看板、製品、商品、商品の包装及びサービスの提供或いは広告宣伝として表示する行為。

また、具体的には、知的財産法第 129 条第 2 項に以下の行為が商号権者の承諾なく実施された場合、商号権侵害と見做すと規定している。

- ・既に使用されている他人の商号と同一又は類似する商業上の標識を同一又

は類似の商品又はサービスについて使用するあらゆる行為であって、その商号により、事業主体、事業施設或いは事業活動について誤認混同を生じさせる行為。

保護期間：特に法定保護期間はありません。

3. 7 地理的表示

地理的表示権者の承諾なく、権利存続期間中にベトナム国内で、知的財産法 124 条第 7 項に規定される地理的表示権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

知的財産法第124条が規定する、地理的表示の使用とは次の行為である。

- (a) 登録された地理的表示を事業活動において、商品、商品の包装、営業手段及び取引書類に付す行為
- (b) 登録された地理的表示を付した商品を流通又はそのための広告、販売の申出、保管する行為
- (c) 登録された地理的表示を付した商品を輸入する行為

また、具体的に、知的財産法第 129 条第 3 項に以下の行為が地理的表示権者の承諾なく実施された場合、地理的表示権侵害と見做すと規定している。

- (a) たとえ当該製品が当該地理的表示を付すことができる地域を原産とする場合でも、地理的表示を有する製品の固有の特質及び品質に適合しない製品に登録された地理的表示を使用する行為
- (b) 登録された地理的表示の名声や評判を利用する目的で、地理的表示を有する製品と類似する製品に当該地理的表示を使用する行為
- (c) 登録された地理的表示の地域を原産としない製品に登録された地理的表示と同一又は類似する商標を付して消費者に誤認混同を生じさせるすべての行為
- (d) ぶどう酒又は蒸留酒について登録された地理的表示を、商品に真正な原産地の表示又は地理的表示が翻訳若しくは音訳・翻字して表示、或いは「…種」、「…型」、「…タイプ」、「…似」などの語を併記して表示し、当該地理的表示の原産地を原産としないぶどう酒又は蒸留酒に使用する行為

なお、知的財産法第 213 条によれば、侵害品と模倣品を明確に区分けしており、模倣品の一態様として地理的表示模倣品があり、地理的表示模倣品とは登録されている地理的表示と同一或いは登録されている地理的表示と基本的な要素が識別できない地理的表示の使用を指すとしている。

例外規定

- (1) 名前、商品及びサービスの種類、数量、品質、効能、価格、原産地及びその他の仕様でなる記述的商標を誠実な方法での使用
- (2) 登録された地理的表示と同一又は類似の標章が当該地理的表示の出願日前に真正な方法により保護されている場合における当該標章の使用
(知的財産法第125条)

保護期間：登録日から無期限

3. 8 不正競争

ベトナムでは知的財産法第 130 条に不正競争行為を次のように定義しており、各関連規定とともに不正行為として主張することができる。

- (a) 事業主体、事業活動、商品又はサービスの商業上の出所を誤認混同させる商業上の表示を使用する行為
- (b) 商品又はサービスの原産地、製造方法、効能、品質、数量、若しくはその他の特徴、或いは商品又はサービスを提供する条件について誤認混同を生じさせる商業上の表示を使用する行為
- (c) 当該商標所有者から代理店や代理人にその正当な使用が同意されていないか、或いは禁止されている場合、ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約の締約国において保護されている商標を使用する行為。
- (d) 他人の商号や商標又は権限なく地理的表示と同一或いは混同するほど類似するドメイン・ネームを、当該ドメイン・ネームを所有する目的で、或いは関連商標、商号及び地理的表示の名声や名誉から利益を得る目的で、使用する権利を登録若しくは所有、又は使用する行為

上記の商業上の表示には標識及び商品やサービスの取引の指針に関する情報であり、商標、商号、事業のロゴやスローガン、地理的表示、商品のパッケージデザインやラベルが含まれる。

また、商業上の表示の使用行為には、当該表示を商品、包装、サービス提供手段、事業取引書類及び広告宣伝手段に適用する行為であり、当該表示を適用した商品の販売、販売のための広告宣伝、販売のための保管及び輸入する行為を指している。

ところで、競争法の規定によると競争の制限とは別に、市場での消費者保護、

自由な競争の確保の立場から、下記の不公正競争行為は禁止されています。

- (a) 誤解を招く説明書
- (b) 企業秘密の侵害
- (c) 事業の強制
- (d) 競合他社の事業の妨害
- (e) 名誉毀損や中傷
- (f) 不正競争目的の広告
- (g) 不正競争目的の宣伝
- (h) 組織的な差別
- (i) 違法なマルチ販売(またはマルチ商法)

特に、比較広告は競争法及び広告法に基づき認められません。また、パッシングオフ(Passing-Off)やトレードドレス(Trade Dress)や競合会社のパッケージを真似て使用する行為など、サービススタイル、形態模倣や誤認混同を招くような営業行為は、不正な行為としています。

保護期間：規定はありません

3. 9 著作権

ベトナムでの著作権は人格権及び所有権からなり、所有権には著作物に関する排他権が含まれる。そして、著作権侵害及び隣接権侵害の2つの態様を規定している。また、許可の不要な著作物の使用について、使用料の支払いが必要な場合と不要な場合を条件として区別している。

また、知的財産法第213条によれば、侵害品と模倣品を明確に区分けしており、模倣品の一態様として海賊品があり、海賊品とは保護をうける著作物のデッドコピーを指すとしている。

次の行為は、著作権侵害となる。(知的財産法第28条)

- (1) 文学的、美術的、科学的作品の著作権を盗用する行為
- (2) 著作者を詐称する行為
- (3) 著作者の許諾なく作品を発表或いは頒布する行為
- (4) 共同作品を他の共同著者の許諾なく発表或いは頒布する行為
- (5) 作品を修正、毀損又は歪曲し、著作者の名誉と名声を害する行為
- (6) 著作者又は著作権者の許諾なく、作品を複製する行為 ただし、研究・教授目的での複製及び研究目的での図書館での複製を除く。

- (7) 著作者又は著作権者の許諾なく、作品から派生作品を制作する行為 ただし、作品を視覚障害者のための点字やその他の言語への翻字を除く。
- (8) 著作権者の許諾なく、かつ法に基づく使用料、報酬、又はその他の物的給付なく、作品を利用する行為 ただし、上記の給付が不要な使用行為(第 25 条第 1 項)を除く。
- (9) 著作者又は著作権者に使用料、報酬、又はその他の物的給付なく、作品を賃貸する行為
- (10)著作権者の許諾なく、通信ネットワーク或いはデジタル手段により、作品を複製、再生、頒布、発表、展示、又は通信する行為
- (11)著作権者の許諾なく作品を発表する行為
- (12)著作権者が自身の作品を保護するために適用した技術的手段を故意に取消す又は無効にする行為
- (13)作品に付された電子形態の著作権管理情報を故意に消去又は修正する行為
- (14)著作権者が自身の作品の著作権を保護するために適用した技術的手段を無効にする装置と知り又は知る根拠が有りながら、当該装置を製造、組立、変形、配布、輸出入、販売、又は賃貸する行為
- (15)原著作者の署名が偽造された当該作品を制作、販売する行為
- (16)著作権者の許諾なく作品の複製を輸出入、配布する行為

次の行為は、著作隣接権侵害となる。(知的財産法第 35 条)

- (1) 実演者、音響映像記録の制作者、放送組織の権利を盗用する行為
- (2) 実演者、音響映像記録の制作者、放送組織の名称を詐称する行為
- (3) 実演者、音響映像記録の制作者、放送組織の許諾なく、実演、音響、映像、放送が固定されたものを発表、生産、配布する行為
- (4) 実演者の名誉と名声を何らかの形で害するよう実演を修正、毀損又は歪曲する行為
- (5) 実演者、音響映像記録の制作者、放送組織の許諾なく、実演、音響、映像、放送が固定された作品を複製、暗唱する行為
- (6) 隣接権者の許諾なく、電子形態の権利管理情報を削除又は変更する行為
- (7) 隣接権者が自身の隣接権を保護するために適用した技術手段を故意に取消す又は無効にする行為
- (8) 隣接権者の許諾なく、電子形態の権利管理情報を削除又は変更することを知り又は知る根拠が有りながら、実演、実演又は音響映像記録が固定された複製を頒布するために発表、配布或いは輸入する行為
- (9) 装置が暗号化された番組を搬送する衛星信号の違法暗号解読に使用され

ることを知り又は知る根拠が有りながら、当該装置を製造、組立、変形、配布、輸出入、販売又は賃貸する行為

(10) 合法的な配給者の許諾なく、解読された暗号化された番組を搬送する衛星信号を故意に記録し又は転送する行為

例外規定

下記の行為は侵害とは見做されない。

- (a) 科学的研究及び教授の目的での複製。なお、建築物、造形の著作物又はコンピュータ・プログラムには適用されない。
- (b) 著作権者の見解を変更することなく、評釈や実例目的での合理的引用
- (c) 作品の内容を変更することなく新聞や定期刊行物、ラジオやテレビ番組、又はドキュメンタリーへの記事としての引用
- (d) 内容の変更することなく、商業目的でなく学校教育のための作品の引用。建築物、造形の著作物又はコンピュータ・プログラムには適用されない。
- (e) 保管又は研究目的での図書館における作品の複製
- (f) 大衆文化、集会又は動員活動などで演劇作品及び他の形態の実演芸術の無料での実演
- (g) 最近の出来事の報告や教育目的での実演の音響映像記録
- (h) 紹介の目的で既に公表展示された美術、写真及び応用美術作品の写真撮影又はテレビ放映
- (i) 作品を視覚障害者のための点字やその他の言語への翻字
- (j) 個人的使用のためにのみ他人の複製作品の輸入
- (k) 放送組織が放送権を有する場合、自身で放送用に一時的な作品の制作
(知的財産法第25条及び第35条)

保護期間:

- (1) 映画、写真、応用美術などの著作物は、最初の公表日から 75 年
25 年以内に公表されなかった場合、当該著作物の固定から 100 年
- (2) その他の著作物は、著作者の生存期間中及びその者の死亡の年から 50 年
共同著作者作品は、最後の生存者の死亡の年から 50 年
匿名の著作物も同様の適用をする。
- (3) 実演者の権利は、実演が固定された年から 50 年
- (4) レコード制作者の権利は、レコードが公表された年から 50 年
公表されなかった場合、当該レコードが固定された年から 50 年
- (5) 放送組織の権利は、番組が放送された年から 50 年
- (6) 上記(1)－(6)の保護期間は、満了年度の 12 月 31 日に満了する。

(7) 人格権の保護期間は無期限。

3. 10 植物品種

植物品種権者の承諾なく、権利存続期間中にベトナム国内で、知的財産法 186 条に規定される植物品種権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。この植物品種権者の権利は、生産及び繁殖、増殖目的での処理、販売の申し出、市場開拓、輸出入、植物品種の保管、及び他人への使用許諾行為である。

次の行為は植物品種に係る権利侵害行為となる。(知的財産法第 188 条)

- (1) 植物品種権利者の許諾なく、植物品種にかかる権利を実施又は使用する行為
- (2) 保護された植物品種と同一又は著しく類似する種の植物品種と同一又は類似する品種を使用する行為
- (3) 補償金の支払なしに保護された植物品種を使用する行為

また、植物品種には仮保護の権利がある。(知的財産法第 189 条)

- (1) 植物品種に係る仮保護の権利は、保護申請の公開日から保護証の付与日までに発生する植物品種の保護に係る申請人の権利である。申請人に植物品種保護を付与されない場合、仮保護の権利を有さない。
- (2) 第三者が商業目的で植物品種を使用している事実を知っている場合、当該申請人は、自身の植物品種保護登録出願について書面で通知する権利を有し、また当該他人に使用を中止させるか又は使用を継続させないため、その出願日、保護登録出願の公開日を明示しなければならない。
- (3) 当該植物品種の使用者は、通知を受けても使用を継続した場合、当該植物品種保護登録出願の登録後、適切な範囲及び使用期間について、当該品種の使用価格に相当する金額を支払わなければならない。

例外規定

次の行為は、保護された植物品種に係る権利侵害とは見做されない。

- (a) 植物品種を非商業目的で私的に使用する行為
- (b) 植物品種を科学的研究目的で使用する行為
- (c) 別の植物品種を創出するために植物品種を使用する行為
- (d) 生産者が自身の耕作地における来季の増殖及び栽培のために、植物品種からの収穫物を使用する行為
- (e) 植物品種に係る権利は、保護された品種の素材について、育成者又はその被指名者によりベトナム市場又は外国市場で販売又はその他の方法で持ち

込む行為に対しては及ばない。ただし、次の行為を除く。

- (i) 当該植物品種を連續増殖する行為
 - (ii) 当該植物品種の増殖素材を属又は種が保護されていない国へ輸出する行為。ただし、当該増殖素材が消費目的でのみ輸出される場合を除く。
- (知的財産法第 190 条)

保護期間：樹木及びぶどうは、登録日から 25 年間

その他の植物は、登録日から 20 年間

4. 侵害の発見から解決までのフロー

ベトナムでの侵害は複雑化しつつあり、模倣の形態や模倣品の取引が多様化、拡大する傾向にある。また、模倣品の生産国である中国やタイなどから国境を越えて流入するルートが被害拡大の背景となっています。ベトナム政府は、大規模な知的財産関連法の改正を 2005 年に実施し、特許、意匠、商標、著作権、営業秘密などを包括的に統一した知的財産法整備がなされました。しかし、権利行使制度やそのメカニズム、その実務担当部門や担当官の知的財産に関する理解や知識不足の状況も課題と言われています。一方、外国の有名商品に対するベトナムマーケットでの信頼は高く、大衆消費財を中心に侵害品を拡大させる理由ともなっています。

国家知的財産庁(NOIP)の年次報告によると、ベトナムでの知的財産権侵害は主に商標権が中心であり、被害の増加は侵害額ベースで、2011 年度は 90 億ドン(約 3400 万円)と 2010 年の 2 倍と大きく伸びています。こうした知的財産権事件は刑事案件の対象となるものを除き、殆どが民事事件としては取扱われず、よりコストが安く、短時間で解決できる行政手続きが選択されています。

表 1. 知的財産権侵害事件数推移(2009-2011 年)

	商標	意匠	発明・実案	地理的表示	不正競争
2011 年	1,561	107	4	39	-
2010 年	1,632	215	-	-	11
2009 年	1,630*	153	-	-	-

出典: NOIP 年次報告、表中 * 及び- はデータが不明のため参考情報

こうした知的財産権事件における権利行使の法的基礎は通常ベトナムで取得した権利であるが、理論的には商標権侵害に対して不正競争法に基づいて請求することも可

能です。しかし、実質的にベトナムでの法制度が未整備のために十分な結果を伴わないと言えます。従って、外国企業がベトナムで商標権や意匠権を先に登録することなしに、侵害対策を実施することは難しいために、事業に必要な知的財産権を先に登録することは、たいへん重要です。

4. 1 侵害の発見

ベトナムでの模倣品の 60%は中国や隣国との国境を越えて輸入されていると報告されており、化粧品、医薬品、食品、衣類、カバンやプログラムなどの著作権を侵害する海賊品が主な侵害の実態です。こうした現状に対して、市場管理局が品質管理、偽造、著作権侵害などの観点から独自



に計画を立てて、調査や指導をしています。(写真は市場管理局による調査活動©2012 MOIT)

これらの侵害の実情を細かくみると、一般大衆消費財の衣類や化粧品などの多くは中国などから輸入され、包装やラベル、商品タグの商標を偽造した模倣品が市場で販売していることを見ることができます。こうしたことから、輸入業者、流通業者及び小売店舗により、商標権や意匠権を侵害する行為が大量かつ長期的に行われていることが伺われます。

一方、オートバイなどの機械製品の場合、本体が解体されて、或いは部品として中国などの隣国から輸入され、ベトナム国内で完成品として組み立てられ、安価で販売されることが見受けられます。これらの半製品や部品は商標権や意匠権を侵害する要素を含んだものですが、比較的競争力のある安価な価格設定であるために長期間かつ広範にベトナムでは受け入れられ、大量に販売されています。

ベトナムでのこうした知的財産権を侵害する模倣品や海賊品は、現地法人や代理店などの提携先による模倣品報告がきっかけになることが多く、このような時には、商標や商品を偽造して侵害している事実(以下、被疑侵害と言います)に関する詳しい情報の入手に努めます。

4. 2 証拠の収集

侵害が発見された場合には、被疑侵害が行われている地域、店舗などの場所、被疑侵害者(販売をしている相手先)、被疑侵害品などの侵害の状況に関する詳しい情報の入手に努めます。

一般的に、被疑侵害品を収集する場合、初動調査として、現地法人や代理店などの通報者、或いは現地の営業担当者を通じて入手することが多くあります。初動調査をする場合、できるだけ被疑侵害者に気づかれないよう、また、冷静に情報収集のみに専念することを現地の担当者には要請するようにしましょう。そして、収集された模倣品や侵害品に対して、詳細な分析を行い、自社製品との対比、どの知的財産権が侵害されているかなど、侵害事実の初期判断を行います。

次に、ベトナムでは、裁判よりは行政措置が一般的であるため、入手した模倣品や被疑侵害サンプルに対して、NOIP 担当者や知的財産の専門家による侵害判定(知的財産法第 201 条)が受けられるように、知的財産権者は少なくとも侵害の事実を確認することができ、侵害の事実を証拠づけることができるよう、被疑侵害者から少なくとも複数の被疑侵害品のサンプルを確実に入手します。

具体的な証拠収集としては、被疑侵害品の購入、パッケージ、広告、パンフレットや製品説明書など侵害に直接的に関係し、侵害の事実を証明する物品や関係資料がその対象となります。証拠の入手が困難である場合は、被疑侵害品の製造や販売の場所を含めて、日付を入れて、写真やビデオを撮影しておくことも参考になります。

このように市場で侵害実態調査活動を行いますが、調査活動では単に物的証拠を収集するだけでなく、侵害の範囲、被疑侵害者やその数など侵害の全体像が特定できる情報収集を行います。つまり、調査の対象は小売業者、卸売業者、輸入業者、製造業者、輸送や流通業者などを含めた被疑侵害者である個人や会社組織です。そして、調査では侵害者の名前・名称、住所、侵害行為地、時間、範囲の特定に重点を置きます。

収集した侵害品サンプルや関連資料から、被疑侵害品が精巧な侵害品か、また質の悪い模倣品であるどうか、また自社の真正品や並行輸入品ではないのかなど、さまざまな角度から判定します。さらに、パッケージや商品本体にどのような記載があるのか、商標、製造国や番号類、会社名、連絡先などの記載があるかどうか、また、パッケージや付属する説明書などの記載は自社のものと比べて同じかどうか、細部にわたって分析します。こうした分析によって、商標、意匠、特許、また著作権のみの侵害なのか、つまり、どの知的財産権が、どのように侵害されているのかを判断します。

また、侵害の範囲、被疑侵害者の情報は重要で、今後のレイドや訴訟を含めた対策を立案する時に活用できます。例えば、店舗情報の場合はその地域全体を俯瞰した調査を行います。特定の企業に注目する場合は、その対象企業を調査して、企業の全体像及び関係取引先を把握しておきます。これらは、今後の対策にとって、重要な情報となります。

4. 3 侵害者の特定

侵害者の特定及びその後の手続きは、現地の法律事務所を通じて行うことが一般的です。ベトナムの法律事務所の一部には、専門の調査員を持っている事務所もあります。また、一般の調査会社が知的財産権の侵害の調査をする調査会社がいくつかあります。それらの代表的な会社は下記の通りです。

Private Investigators Vietnam

住所: 36/1 Nguyen Hien Street,
Ward 4, District 3,
Ho Chi Minh, Vietnam
電話: +84-8-32102772
WEB: <http://www.vietnamprivateinvestigators.net/>

Vietdetection and Trading Company Limited (VDT CO., Ltd)

住所: Suite 508, 133 Building, 131 Lane,
Thai Ha Street, Dong Da District,
Hanoi City, Vietnam
電話: +84-4-35375724
Fax: +84-4-35377332
WEB: <http://vietdetective.com/>

Zele Investigators Vietnam

住所: Regus Saigon Tower
16/F, 29 Le Duan Street, District 1,
Ho Chi Minh, Vietnam
電話: +84-8-35207616
Fax: +84- 8-38236288
WEB: <http://www.vietnam-pi.com/>

ここに掲載する調査会社は参考であり、そのサービスを保証するものではありません。

また、時間の経過とともに調査会社の状況も変化しますので、現地の調査会社に連絡を取る前に、現地の法律事務所に相談し、他の調査会社を含め調査会社の技能や料金などについて確認することをお勧めします。

4. 4 権利行使の判断

ベトナムでの知的財産権事件は、主に模倣品や海賊品による侵害状況が多く、店舗販売を取り締まる例が多いために、よりコストが安く、短時間で解決できる行政手続きが選択されています。

こうしたことから、侵害をしている相手やその状況により、民事訴訟より警告書の送付のほか、業界紙や地元紙を利用した警告文や模倣品の危険性についての説明などを掲載することも、知的財産権者が当局の協力を得ずに自己の法律上の権益を守る方法のひとつとして考えられます。実際に、知的財産権者としては、消費者が真正品を選択し、模倣品や侵害品の購入を防止できると判断できる場合には、権利行使以外の対策も効果を上げることに繋がると考えられます。

ところで、知的財産権被疑侵害事件を含めて、一般的には次の3点について、検討します。

- ① NOIP による侵害判定、特に、対象となる知的財産権を侵害している、或いは侵害の虞があるとの判定書の入手。
- ② 権利行使担当官に提出する知的財産権の解釈や説明文書等が適切に準備されていること。
- ③ 比較的広範な侵害の場合、ベトナム社会一般の知的財産権や案件に対する理解を変える広報活動をすること。政府からの支援や協力を得るために関係省庁の高官と面会し問題に対する説明をすること。

例えば、商標権である場合、NOIP 担当官から被疑侵害行為が商標権者の権利を侵害しているとの判定書を取得します。被疑侵害行為が明らかに商標権侵害を構成しているかどうかが、行政権利執行担当官の間でしばしば議論となります。従って、NOIP 担当官による判定書は行政権利執行部署による判断において、重要な役割を果たします。こうした判定書はベトナムでの行政による権利行使では一般的となってきており、権利者はこうした手続きを早めに取ることをお勧めします。

また、被疑侵害に関する知的財産の関連知識同様、行政権利執行部署との友好関係を構築することも模倣品対策では重要であり、一旦そうした関係が構築できると地方や都市部の行政権利執行部門である経済警察や市場管理局が侵害の発生や発生しそ

うな状況について、現地代理人とも密接に活動してくれることが期待できます。

行政権利執行部門は、知的財産権侵害に関する NOIP の判定書をもとに、一定の期間内に侵害者に対して暫定救済命令を発します。この発動にかかる期間は裁判所と比べてかなり短期間に行われます。この暫定救済命令が発動された場合、侵害者には罰金が科せられ、侵害品は押収され、侵害品のための材料は廃棄されます。

侵害品が輸入品である場合、税関による差止を利用することになります。このルートでは、商標権者による請求と被疑侵害品の価格の 20%の供託金の支払いや迅速な対応が求められますので、権利者には一定の難しさがあると言えます。

従って、経済警察を活用した摘発はより経済的で、即効性があり、効果的であると言えます。例えば、経済警察など行政権利執行部署との友好な関係があれば、直接的な事件のみならずその他の情報を得ることができます。

一方、被疑侵害者が比較的大きな会社である場合は、どの知的財産権を行使できるかを決定し、具体的な民事上の行動を起こすために、現地の弁護士から成功の可能性や潜在的なリスクを判断する法的見解を入手することをお勧めします。この場合、知的財産権者は少なくとも数個の侵害品を証拠とするために確実に手に入れなければなりません。そうした証拠がないと民事訴訟をする際の勝率が低くなることを理解する必要があります。

下記の項目は、権利者が権利行使前の準備段階で検討するポイントです。

1. ベトナムで適切な知的財産権を保有している場合、対象となる商標などの知的財産権が有効であることを確認します。
2. 被疑侵害品や被疑侵害行為がその知的財産権の権利範囲に含まれるのかどうかを比較検討します。
3. ベトナムの法律事務所或いは NOIP から被疑侵害品の侵害判断に関する鑑定書/判定書を入手します。
4. どのような救済を求めるのか、つまり行政措置、民事訴訟による製造や販売の差止、また損害賠償まで求めるのかどうかを検討します。
5. 関連する知的財産権の有効な証明資料を準備します。
6. 委任状などの全ての必要書類を正しく準備します。
7. 最終的に使用する被疑侵害者の侵害品や関連資料を準備します。

4. 5 警告状

被疑侵害者に対して民事訴訟などの法的手続きをを行うとコストと時間がかかります。

模倣品や海賊品などの侵害に加担しているのは、単に販売だけしている店舗、流通業者、製造業者など様々です。警告状で済むことが想定できれば、警告状を送付します。

しかし、単に知的財産権者が侵害をしていることに注目していることを相手に通知することになり、販売や製造場所の変更などを含む、隠ぺいや偽装工作に繋がるのであれば、権利行使の障害を作ることになります。従って、警告状を発送しない方が良いと指摘する現地法律事務所もありますので、日本的な判断をせず、事前に現地と相談し、十分に効果のある方法を検討します。

警告状を送付する場合、その侵害者を特定し、侵害者名でその住所に発送します。受信者の名称や住所の間違いなどによる不達や非侵害者への送付などは避けなければなりません。そして、その警告状に記載する事項は次の通りです。

- ① 知的財産権者に関する情報、代理人の場合は、その両方の説明を含める
- ② 侵害されている内容、製品やサービスなど被疑侵害対象となる情報
侵害が店舗の場合は、侵害が発生している場所
- ③ 侵害されている知的財産権の情報、登録番号などを併記する
- ④ 被疑侵害者への要求、例えば、製造と販売の停止

警告状の送付は、知的財産権者が直接発送することができますが、弁護士を通じて送付することにより、法的な措置を前提に対応しているとの意思を示す効果が期待できます。

警告状には通常 30 日程度を対応の期限として、相手の対応を求めます。相手が誠実に対応してくれれば短期間、かつ低コストで侵害を停止させることができます。こうした警告状は、主として明確に所有する知的財産権を説明し、侵害されている状況を説明するとともに、知的財産権者が被疑侵害者を提訴しないことを条件に、侵害品の引渡し、情報の開示、製造と販売の中止を認める書面を求めることがあります。この書面は、その後の法的手続の証拠とすることができます。

比較的規模の大きい侵害者と和解交渉が成立した場合、知的財産権者は和解条件となつたすべての項目を網羅する文書、例えば、和解契約書や念書と言った適切な書面を用意して、和解することをお勧めします。もし、その内容に合意、保証をしながらも、引き続き侵害行為を続ける場合、それは契約不履行となり、知的財産権者は和解後の侵害のみならず、過去の侵害を含めて、裁判所に民事訴訟で請求することができます。

侵害者との和解条件には、次のような内容が考えられます。

1. 侵害行為や侵害品の取引を停止し、再開しないこと
2. 所有している侵害品の引渡し
3. 侵害品を製造していない場合は、その出所の開示
4. 損害や弁護士費用など関連支出の支払い
5. その他の関連条項

警告状の送付やその後の和解の効果はケースバイケースですので、現地の法律事務所と相談の上、警告状や和解書を活用することをお勧めします。なお、民事訴訟を開始するには、侵害を知り得た日より 2 年間の時効の期限がありますので注意が必要です。

4. 6 侵害に対する法的措置

警告や和解による侵害停止の交渉が成立しなかった場合、或いはそうした対応もなく、侵害の状況に応じて、知的財産権者は次の権利行使として、行政摘発、刑事告訴や民事訴訟などで対応することができます。ベトナムの現状では、模倣品の場合が多く、行政措置を活用し、コストを押えて、効果を上げる方法を採用するのが一般的です。

・ 行政摘発

行政措置は裁判所による差止命令や暫定救済命令に類似する措置ですが、被疑侵害者による侵害行為が一般消費者に対して重大な損害を及ぼす場合、侵害商品を被疑侵害者が分散保管や廃棄する虞がある場合、或いは行政処分で良い程度の侵害の場合、知的財産権者は裁判所でなく、行政権利執行部門に行政摘発(レイド)を含む行政措置を請求することができます。行政摘発をする場合は、侵害品に対する NOIP 担当者による判定書や知的財産専門家による鑑定書を事前に入手する必要があります。侵害判断については、知的財産法第 201 条及び本稿 4.2 節、証拠収集についての説明を参照ください。

なお、行政措置は、その地域を担当する市場管理局や経済警察などの専門監査官などの所管当局が、職権により模倣品全般および知的財産分野での模倣品対策を実施しています。なお、知的財産法第 211 条から第 215 条の規定に基づき、所管当局は、知的財産権者からの告訴がなくとも、市場での模倣行為について一定の必要な対策を講じています。

知的財産権者が行政措置を採用した場合、所要期間としては約 3-4 か月と比較的短期間かつ低成本で、主に模倣品や海賊版による侵害行為の停止をさせることができ、侵害者には警告や罰金、また追加的な制裁として、継続的な侵害防

止のために侵害品や関連材料と装置の廃棄や破壊処置をとることができます。しかし、行政措置の対象となるのは比較的小規模の事業者であり、損害賠償請求など追加の制裁が期待できないなどのデメリットが考えられます。

模倣品が国境で発見される場合、税関は知的財産法第 216 条から第 219 条に基づき、職権により模倣品の輸入を停止させます。そして、特定の輸入品が侵害品と分かっている場合、税関は知的財産権者による申立を受けた場合にのみ侵害品の輸入を停止させます。

知的財産権者が税関取締を採用する場合、所要期間としては侵害が税関で発見されたのち約1か月と比較的短期間に侵害品の輸入を差し止めることができます。しかし、申立による輸入停止は、一般的に侵害品の輸入情報入手が難しいため、商標件の税関登録制度により、税関職員の調査に依存することになります。侵害者による侵害品の輸入を効果的に停止させることができることから比較的中規模から大規模の侵害に対応できるものの、税関での短期間の対応や供託金支払いにコストがかかり、またその後に行政機関や裁判所での制裁のために、さらに時間やコストがかかると言えます。

・ 民事措置

知的財産権者は、知的財産権侵害に対して民事訴訟を行うことができます。知的財産権者は、知的財産法やその他の関連法規で保護されています。その正当な権利及び利益を保護するため模倣品及び侵害品の製造や販売をする行為に対して民事訴訟により対処することができます。提訴は被告或いは原告の所在地で行うことが可能です。

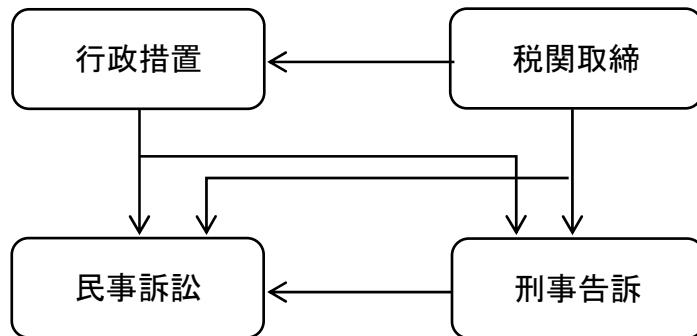
民事訴訟では知的財産権を侵害する実質的な侵害行為を証明する証拠の確定が重要であり、損害賠償を請求する場合には損害や逸失利益を立証する証拠も準備します。こうした点からは行政措置を行い、証拠を確定してから民事訴訟をすることが考えられます。民事訴訟では行政措置に比べて、侵害行為の強制的終了、民事上の義務や損害賠償の強制的履行など厳しい権利行使措置を取ることができます。また、裁判の結果を報道されると潜在的侵害者に対する見せしめや精神的圧迫の効果を期待することができます。一方、係属期間が少なくとも2年間、複雑な事件ではそれ以上長期化すること、そして、訴訟費用の供託金や現地弁護士費用が高額となることがデメリットとして考えられます。

・ 刑事措置

刑事告訴は、刑法に規定される模倣品の製造と取引(刑法第156条から第158条)、第170a条著作権及び著作隣接権の侵害関連(刑法第131条、第170a条)及び知的財産権、商標及び地理的表示の侵害(刑法第171条)にかかるものとして説明されているものの、侵害行為が消費者或いは公共の利益に重大な害を及ぼす場合に刑事罰が適用されるとされています。この規定は知的財産権侵害罪の刑事訴追の指針に関する通達を参照すると、刑事訴追は知的財産分野での偽造罪に限られると思われます。

この刑事措置は、侵害者に対して、罰金及び禁固という厳しい制裁が科せられるメリットはあるものの、知的財産権者による申立以降、証拠収集から立件、起訴から公判まですべての措置は、経済警察、検察及び裁判所でなされ、知的財産権者は手続きへの関与が限定的であるというデメリットがあります。最初から刑事事件として立件するよりも、行政措置の後に、立件を経済警察に相談することが一般的です。最初から刑事訴追をしている例はあるので、事件の内容によっては現地の法律事務所と相談して、その適用について現実的に可能かどうかを検討することをお勧めします。

図1. 各措置の関係図



5. 侵害に対する救済手段

ベトナムでの知的財産権侵害に対する救済手段としては、前項4. 6で説明したように、行政措置、税關取締、民事訴訟及び刑事告訴があります。ここでは、現在のベトナムで一般的に利用される行政措置を詳しく説明するとともに、仲裁などによる対応策も加えて説明します。

5. 1 行政措置

ベトナムでの行政措置は消費者及び公共の利益、社会的秩序を保護することを目的としたものであり、このような観点から知的財産権侵害に対しても適用することができます。つまり、知的財産権者に一定範囲の損害をもたらすのであり、知的財産権者による行政執行機関に対する申立に基づいた行政摘発により解決することができます。一方、消費者または公共の利益を損なう行為があれば、知的財産権者に実際の損害がなくても行政執行機関は独自に行政摘発を実施することができます。ここでは、知的財産権にかかる行政措置を中心に説明します。(知的財産法第13章第1節参照)

なお、知的財産権にかかる行政措置については、産業財産に関する行政上の罰則措置政令 2006 年 106 号に規定されています。

(1) 行政措置対象

- ① 著作権、食料品や医薬品など公共性の高い製品にかかる知的財産権侵害
- ② 模倣品の生産、輸入、運送、取引による知的財産権侵害
- ③ 登録商標や地理的表示と同一、類似する標記をしての知的財産権の侵害
知的財産権侵害行為は他人にさせる行為もその対象となる。

(2) 行政上の救済

- ① 警告
- ② 罰金（上限、5 億ベトナムドン）
- ③ 侵害品及び侵害手段の没収、廃棄
- ④ 一定期間の営業停止
- ⑤ その他の矯正措置

(3) 行政上の刑罰

- ① 産業財産権保護表示に関する規制違反
 - ・100 万-300 万ベトナムドンまでの罰金
- ② 発明、工業意匠、又は回路配置の権利侵害行為、或いは、
 - ・侵害商標又は地理的表示を付した商品の生産、輸送、輸入、又は取引行為
 - ・侵害品 2000 万ベトナムドン以下の場合、商品価値の 1 倍から 2 倍の罰金
 - ・侵害品 2000 万-4000 万ベトナムドンの場合、商品価値の 2 倍から 3 倍の罰金
 - ・侵害品 4000 万-6000 万ベトナムドンの場合、商品価値の 3 倍から 4 倍の罰金
 - ・侵害品 6000 万ベトナムドン以上の場合、商品価値の 4 倍から 5 倍の罰金
- ③ 商標、地理的表示、又は商号の権利侵害行為

- ・侵害品 1500 万ベトナムドン以下の場合、商品価値の 1 倍から 2 倍の罰金
- ・侵害品 1500 万-3000 万ベトナムドンの場合、商品価値の 2 倍から 3 倍の罰金
- ・侵害品 3000 万-4500 万ベトナムドンの場合、商品価値の 3 倍から 4 倍の罰金
- ・侵害品 4500 万ベトナムドン以上の場合、商品価値の 4 倍から 5 倍の罰金

④ 商標又は地理的表示を模倣した商品の生産、輸入、輸送、販売目的での保管行為

- ・侵害品 1000 万ベトナムドン以下の場合、商品価値の 1 倍から 2 倍の罰金
- ・侵害品 1000 万-2000 万ベトナムドンの場合、商品価値の 2 倍から 3 倍の罰金
- ・侵害品 2000 万-3000 万ベトナムドンの場合、商品価値の 3 倍から 4 倍の罰金
- ・侵害品 3000 万ベトナムドン以上の場合、商品価値の 4 倍から 5 倍の罰金

(以上、産業財産に関する行政上の罰則措置政令 2006 年 106 号)

(4) 行政摘発(レイド)手順

一般の商取引において知的財産権の侵害行為が行われた場合は市場管理局が担当しますが、製造などの場合は産業財産権監査局が担当し、実際にレイドを実施するには知的財産権の侵害場所の省レベルの所轄の各執行機関になります。侵害が複数の地域にまたがる場合は、中央レベルの所管当局に申立します。

これらの執行機関は、科学技術省(MOST)、商工省(MOIT)、文化スポーツ観光省(MOCST)、公安省(MPS)及び税関総局(GDC)の管轄であり、主に下記の部署が担当します。

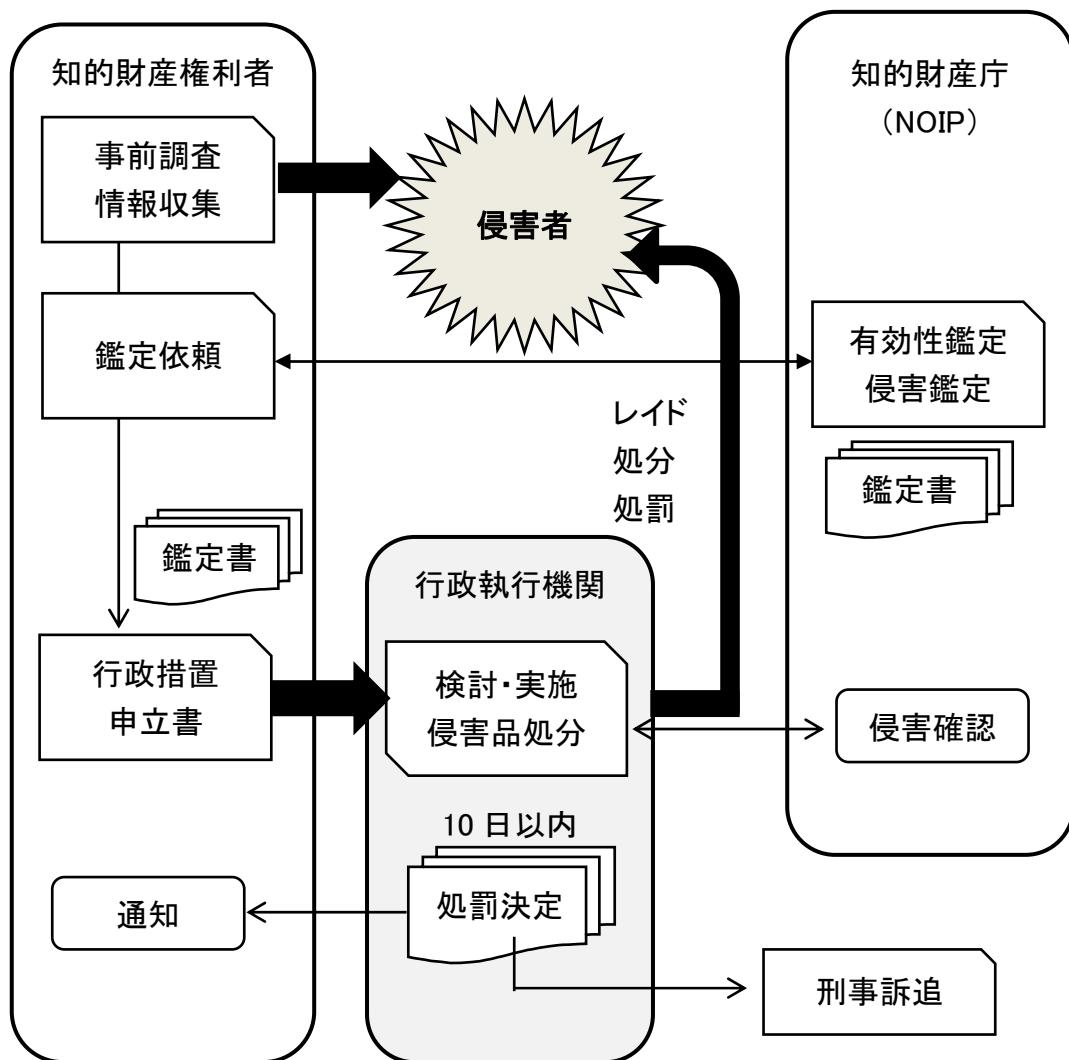
- ・ 産業財産権監査局－科学技術省下の部門で、製造などの対応
- ・ 市場管理局－商工省下の部門で、流通・販売の対応
- ・ 文化監査局－文化スポーツ観光省下の部門
- ・ 経済警察－公安省下の部門
- ・ 税関総局

知的財産権者は、行政執行機関にレイドの実施を求める申立書を初期段階で発見し収集した資料やその後準備した鑑定書などともに作成します。ベトナムでは、知的財産権者が収集した侵害品について、公証や認証の追加作業は要求されません。記載する内容と関係資料は次のものです。

- ① 知的財産権者の権利を示す証拠；登録証、認証付ライセンス許諾契約書など
- ② 侵害行為があつたことを示す証拠；侵害品サンプル、広告、パンフレットなど
- ③ 被疑侵害者の名前、住所、侵害の範囲、場所などの情報
- ④ 委任状及びその他の資料

申立書に問題がなければ、担当行政執行機関は、申立受理後30日以内に、申請者に執行予定日、手順、解決方法、審査、検査などを通知し、侵害品鑑定に対する知的財産権者に協力を要請します。また、担当行政執行機関は、その裁量により、被疑侵害者に関する資料の提出や状況説明を要求することができます。なお、被疑侵害者が侵害品を隠ぺい、処分するような事態が想定できる場合は、裁判所に事前に仮処分の請求を行うことができます。

図2. 行政申立ての手続きフロー



レイドが実施されると、担当行政執行機関は侵害行為の確認と侵害者の聴取を実施し、捜査記録書を作成します。侵害品や模倣品および侵害手段は封印、差押さえがなされます。押収がされない場合は、その敷地内での保管命令が出され、併せて、こうした封印、押収、保管命令が記録されます。

被疑侵害者からレイドに対する疑義がある場合は、捜査記録書作成日から 30 日以内に適法な事業であることを説明しなければなりません。例えば、判定の難しい特許などの侵害の場合でも、被疑侵害者には非侵害の挙証責任があります。なお、担当行政執行機関は職権により、NOIP に事件解決のために判定を求めるることができます。

処罰決定は、捜査記録書の作成日から 10 日、複雑な事情がある事件は、30 日以内に行われます。さらに時間がかかる事件は 30 日を超えない延長が可能です。侵害がないと認定された場合、担当行政執行機関は事件を棄却し、差押物品を返却します。知的財産権者は、虚偽申立を理由に、被疑侵害者から損害賠償の民事訴訟を提起される可能性があるので、不十分な事前調査によるレイド申立には注意が必要です。

処分決定の実行は制裁決定書作成日から 90 日以内に行わなければならず、処分の方法、日程、場所が知的財産権者に通知されます。知的財産権者は、侵害品および侵害の手段の処分に立会及び監督を行う権利を有し、担当行政執行機関に協力する義務があります。

以上の手続きは、実体的な権利がない不正競争にも適用できますので、具体的な事例について、不正競争を提起できるかどうか現地の弁護士に相談して、対応されることをお勧めします。

5. 2 税関取締

ベトナムの税関は、国境を越える物品を知的財産権者の請求や職権で取り締まり、監視する権限を与えられています。税関総局は税関の中央機関で、33 の地方税関局を直接監督し、各地の税関局は 1 つ または複数の省の税関を管轄し、各税関局には 154 の税関部門が配置されており、国境ゲート、空港、港湾などを所管しています。税関総局は税関以外に、知的財産権侵害行為の抑止などの特定業務目的で、密輸防止部及び知的財産権国境管理班を設置しています。

水際対策は模倣品や侵害品がベトナムに輸入或いは輸出されることを阻止するために必要で迅速な措置とみなされており、知的財産権の被疑侵害品に対する税関手続の停止及び、商標権侵害商品の検出が税関による管理措置となっています。(知的財産法第13章第2節参照)

(1) 税関監視申請(税関登録制度)

税関に水際対策を要請するには、知的財産権者が税関総局調査監督部 (ISD) に申請書を提出します。提出書類は下記の通りです。

- ・ 監視申請書
- ・ 委任状(現地代理人宛)
- ・ 申請者の知的財産権の証明書(登録証のコピー)
- ・ 真正品と侵害品の識別説明書
- ・ 侵害品の特徴や写真での説明書
- ・ 被疑侵害輸出入者名簿(わかっている場合)
- ・ その他、侵害にかかる関連情報

税関は申請書受理後 30 日以内に、受理/非受理を申請者に通知し、有効期間は 1 年間、さらに 1 年間延長することができます。それ以後は、改めて新規の申請となります。

税関監視制度では、発明、実用新案、意匠、集積回路配置、商標、地理的表示、著作権および著作隣接権、品種育成者権が対象となります。現状は、商標権侵害が主なもので、これ以外の対応は実務上難しいと言えます。最近のデータによると商標の税関監視登録は 50-60 件程の実績があるようです。

税関が被疑侵害品を発見した場合、当該貨物の通関を保留し、知的財産権者またはその代理人に通知します。知的財産権者は、その通知から 3 営業日以内に、停止申立書を提出し、当該貨物価額の 20%、或いは 2000 万ベトナムドンの供託金(ボンド)または銀行保証をデポジットとして提供しなければなりません。

知的財産権者は、貨物の商品が確かに侵害品である場合は、停止手続へと進み、停止期限内に、保留品の所有者に対する民事訴訟或いは行政処分申立を決定しなければなりません。

(2) 通關停止申請

知的財産権侵害にかかる不正貨物の輸出入が分かっている場合は、税関に特定貨物の通關停止の申請書を提出します。

申請を受けた税関は 24 時間以内に、受理/不受理を申請者に通知し、供託金の支払いを要求します。こうした手続きを経て、税関は申請貨物を 10 日間通關停止することができます(10 日間延長可)。知的財産権者は、停止期限内に、保留品の所有者に対する民事訴訟或いは行政処分申立を決定しなければなりません。なお、貨物の所有者と合意することも可能です。

このような対応を申請者が停止期間内に決定しない場合、通関手続が継続されます。そして、申立をした知的財産権者は、貨物の所有者が被った全損害及び税関が負担した保管費用などの支払いに加えて、供託金等を清算することになります。

水際対策においては、税関及び現地法人や代理人との密接な協力関係を構築することが重要です。知的財産権者が水際対策での実効性を向上させるためには、例えば、税関に対する情報提供として、最近の模倣品やその特徴、輸出国などの情報提供、税関職員が侵害品発見をしやすくするための判定方法や模倣品輸出入会社のリストなどを提供します。また、税関などが主催するシンポジウムや説明会に積極的に参加することも、間違いなく水際対策の効果をあげる手段です。

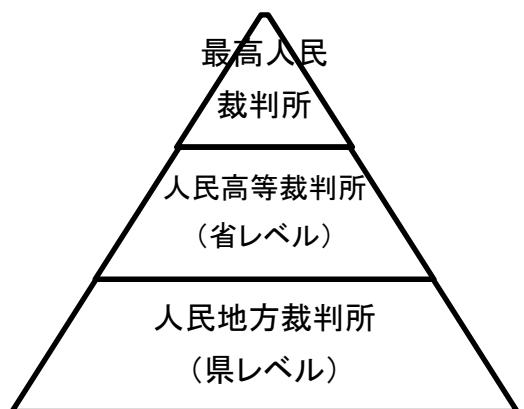
5. 3 民事訴訟

ベトナムの裁判組織は、最高人民裁判所、人民高等裁判所（省、直轄市レベル裁判所）、地方人民裁判所（県レベル裁判所）、および軍事裁判所からなります。

ベトナムの裁判制度では、第一審と上訴審の二審制を採用しています。知的財産権の侵害行為に関しては、非営利目的侵害事件の第一審は県レベルの人民地方裁判所の管轄、営利目的の侵害事件は省レベル人民高等裁判所の管轄で処理され、上訴裁判所はそれぞれ上級の裁判所となります。民事訴訟法によれば、県レベルの地方裁判所も知的財産権関連事件の第一審を取り扱う権利がありますが、知的財産権紛争の複雑さから、省レベルの高等裁判所が事件の一審を処理するのが一般的です。また、省レベルの高等裁判所は外国関連事件の第一審を処理する権能が与えられています。

管轄権は、民事訴訟法第 35 条の規定により、被告が個人の場合は被告の居住地もしくは就業地の裁判所、被告が企業である場合は被告企業の本拠地の裁判所となります。侵害や損害の発生地の裁判所での審理を希望する場合は、別途裁判所の指定を請求することができます。

図 3. ベトナムの裁判所の編成



(1) 裁判所が処理をする知的財産関連紛争

- ① 知的財産権侵害紛争
- ② 知的財産契約、譲渡契約など契約違反に関連する紛争

- ③ 不正競争行為により生じた紛争
- ④ 知的財産出願権など権利確認に関する紛争
- ⑤ 知的財産権にかかる報酬に関する紛争
- ⑥ その他

(2) 民事救済事項

- ① 知的所有権侵害の停止
- ② 被害のは是正及び謝罪
- ③ 民事的義務の遂行
- ④ 損害賠償
- ⑤ 侵害品及び関係手段の廃棄

(知的財産法第 202 条)

(3) 損害賠償の対象と範囲

- ① 物理的損害、
被告の経済的利益、逸失利益、合理的支出
原告が証明できた範囲で 5 億ベトナムドン以下で補償
- ② 精神的損害
名誉や精神的損害
原告が証明できた場合、500 万 - 5000 万ベトナムドンの範囲内で補償

(知的財産法第 204 条、第 205 条)

(4) 裁判手続き

ここでは、仮処分と民事訴訟について説明します。

● 仮処分

原告となる知的財産権者は請求人として、提訴時或いは係属中に仮処分の申請をすることができます。仮処分の申立が適当であると認められた場合、審理前は事件担当裁判官、審理中は担当合議体が申請日から 3 営業日以内に仮処分命令を発令します。

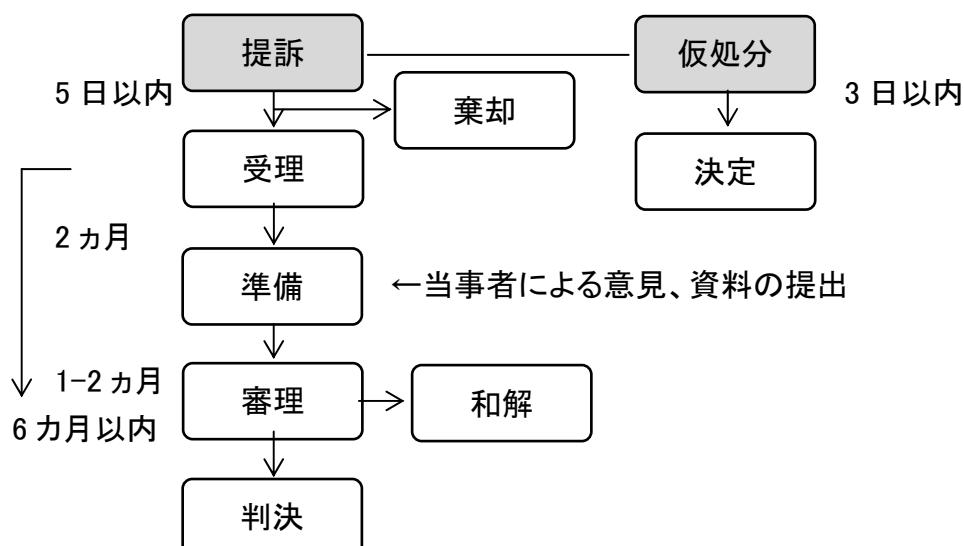
仮処分の申請は、知的財産権者に回復不能な損害が生じる虞があること、または早期に確保しなければ知的財産権の被疑侵害品や証拠が破棄される虞があることが証明できる場合に、知的財産権の権利者であることの証明書などとともに裁判所に提出します。

仮処分を認める決定が出された場合、請求者は仮処分執行のための供託金を支払わなければならず、仮処分の適用を受けようとする商品の価値の 20%に相当或いは少なくとも 2 千万ベトナムドン以上の供託金を支払うか信用保証状を提出します。

知的財産権者は、下記の請求を裁判所にすることができます。

- ・ 差押え
- ・ 目録作成
- ・ 保全のための侵害品の封印／方法の封止、現状の変更・撤去禁止
- ・ 所有権の移転禁止
- ・ 金融機関の口座の凍結、財産の凍結
- ・ 債務者の財産の凍結
- ・ 関係当事者の一定行為の禁止

図 4. 民事訴訟における手続きの流れ



●民事訴訟

民事訴訟を提起するには、原告の訴訟時効はその正当な権益が侵害されたことを知りえた日から 2 年以内であり、その期限内に訴状と必要関係書類を管轄裁判所に提出します。

民事訴訟提起に必要な書類

- ・ 訴状
- ・ 原告の知的財産権を証明する文書

- ・ 損害賠償請求を行う場合は、請求額の正当性を示す証拠
- ・ 権利侵害の証拠
- ・ 権利侵害を証明する専門家の意見書

原告は訴状に記載した請求が合理的かつ正当であることを示す証拠を提出することを求められ、立証責任は実質的に原告が負います。また、外国語の証拠文書はベトナム語に翻訳し、公証と認証を受けなければならないので、事前に準備します。

被告には、次のような対抗措置があります。

- ・ 仮処分申請がある場合、仮処分の取り消し請求
- ・ 対象知的財産権の無効請求を知的財産庁に提出。
この場合、事件の審理は知的財産庁の決定が出されるまで停止します。
- ・ 原告の行為によって生じた損害の回復請求。

侵害が認定されて、判決及び決定が出されても、当事者が判決を実行しない場合は、民事訴訟判決の執行機関により執行することができます。関係当事者は裁判所の決定や判決の執行可能日から 5 年以内に、管轄判決執行機関に判決の執行申請書を提出することができます。管轄判決執行機関は、申請書の受領から 5 営業日以内に決定を出さなければなりません。

なお、両当事者は審理係属中に、裁判所の調停により裁判上の和解をすることができます。調停による交渉が成立しない場合は、審理を継続することになります。訴訟内容についての和解が成立すれば、これは判決と同様の効果を持ち、執行力があります。裁判所外で和解する場合は、訴訟を取り下げることになります。また、その和解については、和解契約として文書化することが勧められます。万一、和解契約違反の場合は、違約裁判を提起することになります。

第一審の判決または決定に対する控訴期限は、判決日から 15 日内です。第一審裁判所は原告が手数料を納付した日から 15 日以内に上位の裁判所に訴訟の記録を提出する義務があり、控訴裁判所は第一審の判決またはその一部を 3-4 ヶ月以内に再審理します。控訴裁判所の判決または決定が最終判決となります。

5. 4 刑事訴訟

ベトナムでは、知的財産権の侵害行為を刑事罰の対象とし、刑法第 131 条(著作権保護作品の侵害罪)、第 156 条-158 条(模倣品の製造販売)、第 170a 条(著作権およ

び著作隣接権の侵害罪)及び第 171 条(産業財産権の侵害罪)で規定しています。

刑事訴追手続きにおいて、知的財産権者の請求が侵害行為に対する刑事手続きを開始するための条件とはならず、知的財産権者は当局を支援や協力する立場となり、検察による正式起訴に基づきます。

刑事訴訟法によれば、刑事事件は捜査、起訴、公判の 3 段階を経て結審します。

① 捜査

捜査官が被疑者の有罪を証明するために必要なあらゆる証拠の発見と収集をします。捜査官は、知的財産権者の申立があった場合にのみ知的財産権侵害関連の犯罪を訴追することができます。訴追の申立書には下記の情報を用意します。

- ・侵害行為または侵害品の出所に関する情報
- ・知的財産権者の主張の根拠となる予備的証拠
- ・当該知的財産権の登録証の写し

② 正式起訴

検察官が捜査官の申立書から正式起訴を固め、被疑者に対する起訴状を作成します。

③ 公判

管轄裁判所が検察の起訴状に基づいて事件を審理する公判を開始します。

表2. 刑事訴追による救済内容と刑罰は下記の通り。

救済内容	処罰
他人の著作権の盗用、著者名の不正利用、保護されている著作物の内容の違法な改変、他人の著作物の違法な公表または頒布 (刑法第 131 条)	<ul style="list-style-type: none">・最高 2 千万ベトナムドンの罰金又は拘留を伴わない 3 年の再教育・組織的犯罪、再犯、重大な影響をもたらした犯罪の場合、最高 3 年の禁固刑と最高 1 億ベトナムドンの罰金の併科
模倣品の製造販売 (刑法第 156 条)	<ul style="list-style-type: none">・6 か月 -5 年以下の禁固刑・7 年 -15 年の禁固刑(多額な場合)・500 万 -5000 万ベトナムドンの罰金、財産の没収、1 年以上 5 年以下の特定職業就業禁止
食品、食材、医薬品の模倣品製造販売 (刑法第 157 条)	<ul style="list-style-type: none">・2 年 -5 年の禁固刑・5 年 -12 年の禁固刑(職業的、常習的な場合)・20 年以下の禁固刑(特に重大な影響ある場合)

	<ul style="list-style-type: none"> ・500 万-5000 万ベトナムドンの罰金、財産の没収、1 年以上 5 年以下の特定職業就業禁止
動物飼料、肥料、家畜用医薬品、植物品種などの製造販売 (刑法第 158 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・1000 万-1 億ベトナムドンの罰金、又は 1 年-5 年の禁固刑 ・7-15 年の禁固刑(組織的、大量などの場合) ・500 万—5000 万ベトナムドンの罰金、財産の没収、1 年以上 5 年以下の特定職業就業禁止
著作権または著作隣接権の所有権者の同意なく、商業目的で著作物、レコード又は、録画を複製し、公衆への配布 (刑法第 170a 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・5000 万-5 億ベトナムドン範囲での罰金又は最長 2 年間の拘留を伴わない再教育 ・組織的犯罪、再犯、重大な影響をもたらした犯罪の場合、4-10 億ベトナムドン範囲の罰金又は 6 ヶ月以上 3 年以下の禁固刑 <p>違反者には 2000 万-2 億ベトナムドン範囲の追加罰金刑、1 年以上 5 年以下の特定職業就業禁止</p>
商標または地理的表示に関する産業財産権を侵害した者につき、侵害が「故意、かつ、商業規模」である場合 (刑法第 171 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・5000 万-5 億ベトナムドン範囲の罰金及び最長 2 年間の拘留を伴わない再教育 ・組織的な侵害・再犯の場合、最高 3 年の禁固刑 <p>罰金刑が科されなかった場合は 2000 万-2 億ベトナムドン範囲の罰金、或いは 1 年以上 5 年以下の特定職業就業禁止</p>

5. 5 その他の紛争処理

ベトナムでは、裁判による紛争解決のほかに、代替的紛争解決方法として仲裁を選択することができます。ただし、仲裁の対象となる事項は商業活動により生じた紛争、または当事者の少なくとも 1 名が商業活動その他の法律が定める活動に従事している場合のみに限られることに注意しなければなりません。

ベトナムは、2005 年、外国での仲裁裁定の承認および執行に関するニューヨーク条約に加盟し、ここ数年ベトナムでは仲裁により解決される事件が増加しています。現在ではベトナムでの知的財産関係契約に仲裁による紛争解決の条件を定めた条項が含まれる事例が増えており、そうした契約を締結している場合は、紛争は仲裁で解決することができます。ベトナムには多数の仲裁機関があり、その中で最もよく利用されているのがベトナム商事会議所のベトナム国際仲裁センター(VIAC)です。

ところで、ベトナムのインターネットドメイン名(.vn)は、ベトナムインターネットネットワーク情報センター(VNNIC)が先登録主義で管理しており、2011 年からベトナム語のドメイン名登録も開始されています。現在までに、32 万のドメイン名が登録されています。

情報技術法及び法令 97 号に基づき、ドメイン名の紛争は公証や調停、仲裁、或いは民事訴訟で解決するように規定されています。さらに、情報通信省(MOIC)及びベトナムインターネットネットワーク情報センターはそれぞれ仲裁による規定を公布していますが、インターネット不法占拠(Cybersquatting)が増加しているものの、仲裁や調停はうまく機能しておらず、民事訴訟が選択される傾向にあります。

現在ベトナムにある仲裁機関は下記の通り。

1. Vietnam International Arbitration Center
2. Hanoi Economic Arbitration Center
3. Thang Long Economic Arbitration Center
4. Bac Giang Economic Arbitration Center
5. Sai Gon Economic Arbitration Center
6. Can Tho Economic Arbitration Center
7. ASEAN International Commercial Arbitration Center (ACIAC)

6. 留 意 事 項

模倣活動が広範囲で、数多くの侵害者による大規模な場合は、地域の管理部門にも大きな影響を及ぼすばかりでなく、社会・経済へも悪影響を及ぼすものです。こうした場合は、行政執行部門の高官と面会し、問題を指摘し、模倣品対策の重要性を説明する活動をすることも効果を上げると考えられます。これは、模倣品撲滅にかかる首相令に対応しています。従って、対象となる製品に関連する行政部門との面会を行い、関連部署による介入を求めることが効果を上げる対策の一つと言えます。

ベトナムで比較的長い期間にわたり模倣品対策に成功するには、一般消費者が模倣品には問題があるとの認識を持つような教育も必要であり、メディアを活用します。メディアは消費者の理解を深めるだけでなく、行政執行部門の担当官に対しても、模倣活動が知的財産権者や公衆の利益に対する大きな影響があることを強調し、日々の権利行使業務に対する積極的な関与の必要性を認識させることができるので、侵害の度合いによっては、メディアや刊行物を活用した対策も勧められます。例えば、模倣品を廃棄している報道などは、その利用者のみならず、関係事業者にも大きな衝撃となることが期待できます。

早い時期に侵害行為を止めさせるためには、知的財産権者が事件の情報をいちばん

やく入手し、十分な調査から事態を判断し、被疑侵害者の規模が小さく、早く結果を求めるに意味がある場合は、行政執行部門を活用することを検討します。

同一の証拠や情報に基づいて、行政措置の申し立てをすることはできません。同様の模倣品侵害がある場合は、その都度、模倣品や侵害者情報を行政執行期間に提供することを行わなければなりませんので、注意が必要です。

行政措置の侵害の救済において、模倣品の非営利的な処分がなされることがあります。これは、侵害品に含まれる侵害の要素、例えば商標部分を除去し、知的財産権者の利益が引き続き損なわれる可能性がない状態で、行政が慈善事業などに活用しようとすることがあります。これについては、拒否をすることもできますが、一般消費財の場合は注意をするべきです。

所管当局は国家予算に基づいて業務を行っていますが、主に国指定の業務に予算が使われています。この予算は限られた予算であり、知的財産権者からの支援は歓迎されます。ベトナムの法律は、こうした支援活動を認めています。提供された支援は、調査・レイドから保管・侵害品の破棄等まで活動費として使用されます。

並行輸入に対して、知的財産権者は権利行使が基本的にできません。並行輸入に対して権利行使ができるとすれば、製品の品質が劣っているような場合に限られます。

中国やタイなどから流入する模倣品の状況を考えると、ベトナムでの対応のみならず関係国とも連携を取り、模倣品や侵害対策も同時に検討する必要があります。

7. その他の関連団体

7. 1 ベトナム知的財産研究協会

The Vietnam Intellectual Property Research Institute (VIPRI)

住所： No 21 – 61/67 Branch

Tran Duy Hung Road

Cau Giay District

Ha Noi, Vietnam
Tel: + 84-4-35563449
Fax: + 84-4-35563407
Website: www.vipri.gov.vn

7. 2 ベトナム知的財産協会

Association of Industrial Property of Vietnam (VIPA)

住所: 12 Pham Huy Thong,
Ngoc Khanh Street,
Hanoi, Vietnam
Tel: +84-4-37710566
Fax: +84-4-37710568
Email: vipa@fpt.vn

7. 3 外国投資企業によるベトナム反模倣品・知的財産保護協会

Vietnam Anti-counterfeiting and Intellectual Property Protection Association of Foreign Invested Enterprises (VACIP)

住所: Ms. To Huyen Linh – VACIP's secretary
Room 704, HaNoi Tower,
49 Hai Ba Trung,
Ha Noi, Vietnam
Tel: +84-4-39362607 Ext: 109
Fax: +84-4-39362608
Website: <http://www.vacip.org.vn>

7. 4 ベトナム反模倣品・商標保護協会

Vietnam Association for Anti-counterfeiting and Trademark Protection (VATAP)

住所: 91 Dinh Tien Hoang Street,
Ha Noi, Vietnam
Tel: +84-4-39363289
Fax: +84-4-39363290
E-mail: support@hanghoavathuonghieu.com.vn
Website: <http://www.hanghoavathuonghieu.com.vn>

7. 5 ベトナム文学著作権センター

The Vietnam Literary Copyright Center (VLCC)

住所： 65 Nguyen Du,
Hanoi, Vietnam
Tel: +84-4-9428527
Email: quyentacgiavhvn@fpt.vn

7. 6 ベトナムレコード産業協会

Recording Industry Association Of Vietnam (RIAV)

住所： 99 Ho Hao Hon,
Co Giang Ward, District 1,
Ho Chi Minh, Vietnam
Tel: +84-8-38933856
Email: info@riav.org.vn
Website: <http://www.riav.org.vn/>

7. 7 ベトナム音楽著作権保護センター

The Vietnam Center for Protection of Music Copyright (VCPMC)

住所： 7F, 8, 66 Nguyen Van Huyen,
Nghia Do Ward, Cau Giay District,
Hanoi, Vietnam
Tel: +84-4-37624718
Fax: +84-4-37624717
Website: <http://vcpmc.org/vcpmc/>